

公立大学法人福知山公立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、研究計画の立案及び実施並びに成果の発表及び評価の過程における行為及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。

2 この規程において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

3 この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ねつ造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適正な表示なく流用すること。

4 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生及び研究員等、雇用形態を問わず研究を行う者をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を受けなければならない。

3 共同研究の研究代表者は、研究目的、研究内容、役割分担、責任等を明確にし、共同研究者での相互理解を促し、責任ある研究体制を確保しなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を一定期間適切

に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

5 前項の研究資料等の保存期間等については、別に定める。

(最高管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動の推進のために、不正行為等への対応の体制を整備し、不正行為の防止に努めなければならない。

3 最高管理責任者は、公正な研究活動の推進並びに不正行為の防止及び対応についての最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 本学に統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進並びに不正行為の防止に関して全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究倫理の向上並びに不正行為防止のための適切な措置を講じるものとする。

3 統括管理責任者は、不正行為の告発の対応及び調査についての責任者として実施に当たる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学に研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 不正行為の防止を図るため、研究者に対して、研究倫理教育を定期的実施し、受講状況及び理解度を管理監督するとともに、研究倫理教育の実施状況を統括管理責任者に報告する。

(研究活動不正行為防止対策委員会)

第7条 研究活動に関する不正行為の防止を図るため、最高管理責任者の下に研究活動不正行為防止対策委員会を設ける。

2 委員は、つぎの各号に掲げる者をもって充てる。ただし、第4号に掲げる者については、必要に応じて委員に加えるものとする。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究倫理教育責任者

(3) 統括管理責任者が指名する本学の教職員

(4) 統括管理責任者が指名する外部有識者

3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(研究活動不正行為防止対策委員会の任務)

第8条 研究活動不正行為防止対策委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公正な研究推進に係る研究倫理教育等の推進に関すること
- (2) 不正行為の発生要因に対する具体的な防止対応計画案の策定
- (3) 不正行為に関する申し立ての対応、調査及び認定に関する必要な事項
- (4) その他、公正な研究及び不正行為の防止の推進に関する事項
(通報窓口の設置)

第9条 学内外からの不正行為の告発及び不正行為に係る情報提供並びに相談等に対応するための通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、その連絡先、受付方法等を学内外に公表する。

- (1) 通報等の受付並びに調査及び事実確認を担当する者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

3 通報窓口の利用は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかによるものとする。

4 通報窓口担当者は、告発者の氏名、住所、電話番号、研究に係る不正行為の内容等が明示されたものを受け付ける。

5 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

6 通報窓口担当者は、匿名による告発があったときは、不正行為の内容が明示され、かつ、相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。

7 通報窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名である場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

8 第4項又は第6項の告発を受け付けた通報窓口担当者は、速やかに最高管理責任者及び研究活動不正行為防止対策委員会委員長へ報告する。

9 通報窓口担当者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を強いられているとの告発又は相談があった場合、最高管理責任者及び研究活動不正行為防止対策委員会委員長へ報告するものとする。

10 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合、又は不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ不正行為等を行ったとする者、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が確認できる場合は、通報窓口担当者

は本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 11 本学が調査を行うべき機関に該当しない告発又は本学以外にも調査を行う研究機関等が想定される告発は、調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学が調査を行うべき告発が他の研究機関等より回付された場合は、本学に告発があったものとして当該告発を取扱う。
- 12 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。
- 13 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行わなければならない。ただし、被告発者が本学に所属していない場合は、被告発者が所属する研究機関に事案を回付することができるものとする。

(不正行為に係る告発)

第10条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も通報窓口を通じ、告発を行うことができる。

- 2 前項の告発は、原則頭名で行うものとする。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 研究活動不正行為防止対策委員会は、前条第6項の報告を受けたときはその内容を精査し、相当の理由があると認めた場合には、当該告発又は相談の対象となった研究者に不正行為を行わないよう警告を行うものとする。ただし、当該告発又は相談の対象となった研究者が本学の所属でないときは、対象となった研究者の所属する研究機関に通知するものとする。

(職権による調査)

第11条 最高管理責任者は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究活動不正行為防止対策委員会に命ずることができる。

(不正行為の調査機関)

第12条 不正行為の被告発者が、第2条第4項に規定する研究者の場合は、原則として本学で事案の調査を行わなければならない。

- 2 被告発者が本学以外の研究機関等に所属している場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心として、被告発者が所属する

複数の研究機関が合同で、当該告発の調査を行うものとする。

- 3 被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、原則として、本学と当該研究活動が行われた研究機関が合同で、当該告発の調査を行うものとする。
- 4 本学を離職した研究者が、本学で行った過去の研究活動に対して告発を受けた場合は、原則として、被告発者が現に所属している研究機関等と合同で、当該告発の調査を行うものとする。

(予備調査)

第13条 第10条による告発を受理した場合又は第11条により調査の開始を命ぜられた場合は、研究活動不正行為防止対策委員会は予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、研究活動不正行為防止対策委員会委員長が研究活動不正行為防止対策委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からのヒアリング等に基づき、告発内容の合理性及び調査可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、関係者にヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を取ることができる。
- 6 予備調査委員会は、告発を受けた日又は調査を命じられた日から起算して原則30日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を研究活動不正行為防止対策委員会に報告し、研究活動不正行為防止対策委員会は、最高管理責任者に報告する。
- 7 予備調査委員会は、やむを得ない事情により、前項に定める期限内に予備調査を終了することができない恐れがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を研究活動不正行為防止対策委員会に提出し、最高管理責任者の承認を得なければならない。
- 8 第6項の報告を受けた最高管理責任者は、本調査を実施するか否かを速やかに決定し、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して予備調査対象者(第4項の規定によりヒアリングを行った場合に限る。)に通知するものとする。

(本調査)

第14条 前条の予備調査により本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、研究活動不正行為防止対策委員会に調査を命じるとともに、その旨を被告発者に通知し、特

定不正行為に関する調査の場合は当該事案に係る配分機関等及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）へ報告するものとする。

- 2 研究活動不正行為防止対策委員会は、調査を命じられてから原則30日以内に本調査を開始するものとし、その議決により調査委員会を設置する。

（調査委員会）

第15条 調査委員会は告発者及び被告発者と利害関係を有しない者をもって組織し、委員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 統括管理責任者が指名する本学の教職員 2名以上
- (2) 統括管理責任者が指名する外部有識者 2名以上
- 2 委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
- 3 研究活動不正行為防止対策委員会は、調査委員の氏名及び所属を被告発者に通知するものとし、調査委員に対し異議がある場合は、告発者及び被告発者は通知日から5日以内の期間に書面により異議申立てを行うことができる。
- 4 前項の異議申立てがあった場合、研究活動不正行為防止対策委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査委員を交代させるとともに、その旨を被告発者に通知する。
- 5 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、被告発者の弁明を聴取しなければならない。
- 6 調査委員会は、必要があると認めるときは次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からのヒアリング
 - (2) 告発において指摘された当該研究に係る研究論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等の精査
 - (3) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 7 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
- 8 調査委員会は、被告発者が前項の調査の協力の求めに応じない場合又は資料等の隠滅の恐れがある場合は、学部長の承諾を得て、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器、資料等の保全を行うことができる。
- 9 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を取るよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 10 調査委員会は、前9項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限しては

ならない。

(認定)

第16条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、やむを得ない事情により、前項に定める期限内に本調査を終了することができない恐れがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を研究活動不正行為防止対策委員会に提出し、最高管理責任者の承認を得なければならない。
- 3 第1項の認定に当たっては、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 研究活動不正行為防止対策委員会は、第1項の調査及び認定の結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 結果の報告を受けた最高管理責任者は、その結果を被告発者及びその所属機関（告発者及び被告発者が本学以外の所属である場合に限る。）に通知するとともに、特定不正行為に関する認定の場合は配分機関等へ報告するものとする。

(認定の方法)

第17条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為を認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(不服申立て)

第18条 被告発者は、第16条の認定の結果及び第22条第2項の認定結果に不服がある場合は、調査結果通知日から起算して14日以内に研究活動不正行為防止対策委員会に対して書面により不服申立てを行うことができるものとする。ただし、当該期間内であっても、

同一理由による不服申立てを繰り返して行うことはできない。

- 2 研究活動不正行為防止対策委員会は、前項の不服申立てを受理したときは、最高管理責任者にその内容を報告するとともに、不服申立ての審査を調査委員会に指示するものとする。
- 3 不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。新たな調査委員は、第15条第1項及び第2項に準じて指名するとともに、第3項及び第4項に準じた手続を行う。
- 4 最高管理責任者は、特定不正行為に関する調査の場合は、不服申立てがあったことを当該事案に係る配分機関等へ報告する。
- 5 調査委員会は審査の結果、再調査を実施するか否かを決定し研究活動不正行為防止対策委員会に報告し、研究活動不正行為防止対策委員会はその結果を最高管理責任者に報告する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、不服申立ての審査結果を不服申立人に通知し、特定不正行為に関する調査の場合は当該事案に係る配分機関等へ報告する。

(再調査)

第19条 前条に基づく不服申立てについて、調査委員会が再調査を行うことを決定した場合は、第15条及び第16条の規定を準用して再調査を行い、研究活動不正行為防止対策委員会は、再調査の決定日から起算して原則50日以内に調査委員会から報告を受け、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 2 報告を受けた最高管理責任者は、その結果を被告発者および当該研究の活動上、不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、特定不正行為に関する調査の場合は配分機関等へ報告する。また、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(認定後の措置)

第20条 第18条第1項の不服申立てが行われなかった場合又は、不服申立てが行われたが同条第5項により再調査を実施しないことが決定した場合、若しくは前条第1項の再調査の結果、不正行為の存在が確認された場合、最高管理責任者は必要に応じ次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 研究費の使用停止又は返還等の措置
 - (2) 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告及び関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (3) 関連教育研究機関等への通知
 - (4) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 2 不正行為が行われたと認定された場合は公立大学法人福知山公立大学就業規則その他の規定に従い、処分を課さなければならない。
- 3 不正行為の存在が確認された場合、最高管理責任者は、個人情報又は知的財産の保護等、開示しない合理的な理由がある場合を除き、当該認定の概要について公表するものとする。公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。
- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行なった措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法、手順等
- 4 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 5 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 6 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、

調査の方法・手順等を含むものとする。

(告発者への通知)

第21条 本学は次に掲げる事項において、告発者へ通知するものとする。

- (1) 第13条第8項の本調査を実施しないことを決定した場合
- (2) 第14条第1項の本調査を行うことを決定した場合
- (3) 第15条第1項の調査委員を組織した場合の調査委員の氏名及び所属
- (4) 第15条第4項の異議申立てがあった場合に、その内容が妥当であると判断し、調査委員を交代させる場合
- (5) 第16条第1項の本調査の認定結果
- (6) 第18条第1項の被告発者が認定結果に対する不服申立てを行った場合
- (7) 第18条第5項の不服申立てに対し再調査を実施するか否かの審査結果
- (8) 第19条第1項の再調査の調査結果

2 第9条第5項により匿名による告発を受け付けた場合、第1項各号の通知は行わないものとする。

3 第10条第2項により告発者が氏名の秘匿を希望した場合、第1項各号の通知は通報窓口担当者から行うものとする。

(悪意に基づく告発)

第22条 何人も悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を行ってはならない。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、調査委員会はその旨の認定を行い、研究活動不正行為防止対策委員会に報告し、研究活動不正行為防止対策委員会は、最高管理責任者に報告するものとする。

3 この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 第2項の認定結果の通知を受けた最高管理責任者は告発者及び告発者の所属機関の長（悪意に基づく告発を行なった者が、本学以外の所属である場合に限る。）に通知する。

5 第2項の認定結果に不服がある場合は、第18条の規定により、不服申立てを行うことができるものとする。

6 悪意に基づく告発を行なった者について、前項の不服申立てが行われなかったこと又は不服申立てが行われた場合において第18条第5項により再調査を行わないことを決定し

たこと、若しくは第19条第1項の再調査を行なったことにより悪意に基づく告発が確定した場合、最高管理責任者は、その氏名及び所属を公表するとともに、学内の規程等に照らして必要な措置を講じる。

- 7 最高管理責任者及び研究活動不正行為防止対策委員会は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(調査対象者の保護)

第23条 本学の教職員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、調査対象者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 3 研究活動不正行為防止対策委員会は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発又は不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、研究活動不正行為防止対策委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(協力義務)

第24条 不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第25条 本学の教職員は、不正行為に係る告発を行ったこと及び告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 研究活動不正行為防止対策委員会は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(情報の保護及び秘密の保持)

第26条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏ら

してはならない。当該業務に携わらなくなった後も同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は本人の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、研究活動不正行為防止対策委員会委員長、その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。
- 5 第9条に定める通報窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

(事務)

第27条 不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、総務・財務課において行う。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、必要に応じて学長が行う。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。